

## 中土佐町移住・定住総合支援窓口業務仕様書

### 1. 業務の目的

本業務は、移住相談窓口の開設等により移住希望者や移住者の相談にきめ細かく対応することで、移住定住を促進することを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 移住相談対応業務

- ・ 町内の利便性の高い場所に相談窓口を開設し、対面による相談を受け付けられる環境を確保する。
- ・ 電話、メール、SNS等による相談を受け付ける。
- ・ 奥四万十地域移住定住促進協議会担当者会へは原則としてすべて出席し、随時、情報共有することで、5市町（須崎市・津野町・梶原町・四万十町・中土佐町）の連携を図る。
- ・ 中土佐町移住定住定例会へはすべて出席し、随時、情報共有することで、町内の連携を図る。
- ・ 高知県及び奥四万十地域移住定住促進協議会等が主催する都市部でのフェアへの参加及びそれに係る打合せ等業務を行う。

#### (2) 情報発信業務

- ・ 移住ポータルサイトの運用管理及び記事の作成を行う
- ・ 移住に関するイベント等の情報をポータルサイトやSNS等の媒体にて発信する。
- ・ 移住希望者対象および関係人口対象にメールマガジンを配信する。
- ・ 移住に関するパンフレット及びチラシ類を作成（更新）する。なお、デジタルパンフレット化などの創意工夫により印刷数を抑えることは差し支えない。
- ・ 情報発信に必要な画像素材の収集を行う。

#### (3) 移住体験住宅対応業務

- ・ 移住体験住宅利用者の受付から退去までの対応を行う。
- ・ 退去後に清掃・点検をするとともに、利用者がいない期間は適切な維持管理を行う。なお、当該業務の一部再委託は差し支えないものとする。
- ・ 必要な消耗品や備品の購入を行う。

#### (4) 定住促進業務

- ・ 移住者の移住後の相談対応や定住支援を行う。
- ・ 移住者交流会の企画・運営を行う。

#### (5) オーダー型ツアー

- ・ 移住希望者のニーズに合わせたオーダー型ツアーの企画・運営を行う。

### 3. 業務の履行回数等

業務概要 番号	業務内容	履行回数等
(1)	移住相談窓口の開設	窓口開設日 月 22 日程度 8:30~17:00
(1)	移住相談会（フェア）への参加	年 4 回以上 ※高知県及び奥四万十地域移住定住促進協議会主催以外のイベントへの参加については、町と協議のうえ決定する
(2)	ポータルサイト運用管理	記事作成：年 48 回
(2)	メールマガジン配信	移住希望者対象：年 4 回 関係人口対象：年 4 回
(2)	SNS 管理・運営	SNS 更新：年 72 回
(2)	パンフレット・チラシ作成 (更新：印刷製本費含む)	移住定住促進に係るパンフレット類 (年 1 回)
(4)	移住者交流会	年 2 回
(5)	オーダー型ツアーの企画・運営	年 8 回程度
全 体	奥四万十地域移住定住促進協議会 担当者会への出席及び連携	担当者会へは原則としてすべて出席することとする。
全 体	中土佐町移住定住定例会への出席 及び連携	定例会へはすべて出席することとする。

### 4. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 (3 カ年度)

### 5. 打合せ

委託契約締結後、速やかに業務内容やスケジュールについて打合せを行うこと。

### 6. その他

受託事業者は、次の各号に留意のうえ本業務を実施するものとする。

- (1) 関係法令及び実施要領を遵守するとともに、業務遂行の過程で知りえた事項について守秘義務を負うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために、町との連絡調整に努め、適宜協議を重ねることにより、業務を完遂すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項、疑義等については、双方協議のうえ決定する。

7. 成果品

(1) 月間報告書（任意様式）

相談者の属性、相談内容、相談に要した時間を記入したものを実施月の翌月10日までに提出すること。

なお、各年度の3月分は4月6日を目途に提出すること。

(2) 事業写真動画等データ（電子メールによる提出）